

平成26年第5回江北町議会（定例会）会議録						
招 集 年 月 日	平成26年12月5日					
招 集 場 所	江 北 町 議 場					
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 議	平成26年12月12日 午前9時				議長 武富 久
	閉 会	平成26年12月12日 午前9時37分				
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員 出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	議 席 番 号	氏 名	出 欠	議 席 番 号	氏 名	出 欠
	1	田 中 宏 之	○	6	吉 岡 隆 幸	○
	2	大 隈 敏 弘	○	7	土 淵 茂 勝	○
	3	井 上 敏 文	○	8	古 賀 成 彦	○
	4	坂 井 正 隆	○	9	西 原 好 文	○
	5	池 田 和 幸	○	10	武 富 久	○
会議録署名議員	2 番	大 隈 敏 弘	3 番	井 上 敏 文	4 番	坂 井 正 隆
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	田 中 源 一	○	町 民 課 長	平 川 智 敏	○
	副 町 長	山 中 秀 夫	○	環 境 課 長	谷 口 学	○
	教 育 長	赤 坂 章	○	産 業 課 長	川久保 義 文	○
	総務企画課長	田 中 盛 方	○	教 育 課 長 補 佐	納 富 智 浩	○
	建 設 課 長	柴 田 敏 彦	○	会 計 室 長	溝 口 進 洋	○
	福 祉 課 長	北 島 博	○	こ ども 応 援 課 長	山 下 栄 子	○
職 務 の た め 議 場 に 出 席 した者の職氏名	議 会 事 務 局 長	武 富 利 夫				
	書 記	古 賀 ケイ子				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

# 議 事 日 程 表

## ▽平成26年12月12日

- 日程第1 委員長報告
- 日程第2 議案第54号 江北町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第55号 江北町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第56号 江北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第57号 江北町子育て支援条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第58号 佐賀のへそ・ふれあい交流センター及び江北町保健センターの使用料に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第59号 江北町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第60号 江北町ふれあい物産館設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第61号 佐賀のへそ・ふれあい交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第62号 江北町老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第63号 江北町ふれあい物産館の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第65号 平成26年度江北町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第66号 平成26年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第67号 平成26年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第68号 平成26年度江北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第69号 平成26年度江北町水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第70号 平成26年度江北町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 意見案第7号 農業の持続的発展等に向けた農政重要課題に関する意見書

---

午前9時 開議

○武富 久議長

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成26年第5回江北町議会定例会会期8日目は成立いたしましたので、直ちに本日の会議を開きます。

会議日程に入る前に、ここで会期5日目に総括審議で井上議員、西原議員の質問に対し、教育委員会より訂正並びに報告の申し出が出ておりますので、説明を求めます。

まず、井上議員の江北中学校の生徒数についての訂正を赤坂教育長にお願いいたします。赤坂教育長。

#### ○教育長（赤坂 章）

今議会、12月9日、総括審議で3番井上議員から議案第57号 江北町子育て支援条例の一部を改正する条例についての中でお尋ねになった生徒数の答弁に誤りがありましたので、訂正し、おわびをいたします。

誤りは現在中学3年生の生徒数であります。県立中学校への通学者を「ゼロ」と答弁いたしました。ゼロではなく「6名」です。私立中学校への通学者、これも「ゼロ」と答弁いたしましたけれども、ゼロではなく「2名」です。以上の点が誤っておりましたので、訂正し、おわびをいたします。

今後、十分、緊張感を持って取り組んでいきたいと思っております。

#### ○武富 久議長

次に、西原議員のホワイトエでの物品販売についての報告を求めます。納富課長補佐。

#### ○教育課長補佐（納富智浩）

西原議員の質問について答弁をいたします。

ネイブルでの宣伝活動等営利を目的とする利用については、規制はございません。

本年も3件、物品販売等を伴う宣伝活動が行われております。ちなみに他の市町でもこういうふうな宣伝活動を伴う物品の販売等が行われておりますので、以上、御報告いたします。

#### ○武富 久議長

報告が終わりましたので、会議日程により、本日は委員長報告、討論、採決となっておりますが、ただいま意見案第7号が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題としたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

#### ○武富 久議長

異議なし認めます。よって、意見案第7号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

意見案第7号を上程いたします。

職員をして朗読させます。武富局長。

**○議会事務局長（武富利夫）**

（朗読省略）

**○武富 久議長**

朗読が終わりましたので、お諮りいたします。意見案第7号は会議規則第36条3項の規定によって趣旨説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○武富 久議長**

異議なしと認めます。よって、意見案第7号の趣旨説明を省略することに決しました。

**日程第1 委員長報告**

**○武富 久議長**

日程第1. 委員長報告を議題といたします。

会期5日目に各委員会に付託しました議件に関し、各委員長の審査報告を求めます。総務常任委員長古賀成君。

**○古賀 成総務常任委員長**

皆さんおはようございます。

総務常任委員長報告をいたします。

今期12月議会定例会会期5日目の12月9日、私たち総務常任委員会に付託になりました諸事件について、会議規則第38条の規定により審査の結果を報告いたします。

付託事件、議案第54号 江北町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第55号 江北町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、議案第56号 江北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第57号 江北町子育て支援条例の一部を改正する条例について、議案第58号 佐賀のへそ・ふれあい交流センター及び江北町保健センターの使用料に関する条例の一部を改正する条例について、議案第59号 江北町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、議案第61号 佐賀のへそ・ふれあい交流センターの指定管理者の指定について、議案第62号 江北町老人福祉センターの指定管理者の指定について、議案第65号 平成26年度江北町一般会

計補正予算（第4号）の歳入全部と歳出のうち、款1. 議会費、款2. 総務費、款3. 民生費、款4. 衛生費のうち目1. 保健衛生総務費、目2. 予防費、款7. 商工費、款9. 消防費、款10. 教育費、議案第67号 平成26年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第68号 平成26年度江北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、以上の付託事件について、12月10日、11日の2日間、全委員出席のもと、執行部から各関係職員の出席を求め、詳細なる説明と質疑応答を経て、慎重審査の結果、議案第57号、議案第68号については賛成多数で、その他の議案は全て全員賛成であり、よって、付託事件全て可決すべきものと決しました。

なお、この中で委員長として一言、執行部に厳しく申し述べておきます。

それは、議案第57号 江北町子育て支援条例の一部を改正する条例についてであります。この議案第57号は賛成多数でしたけれども、大変な時間と慎重なる審議、質疑応答を経たものですが、厳しい全委員からの注文がなされました。この条例は町民の意向に沿っていないという意見もあり、委員の中には町民から電話があり、議会は何をしているのかという問い合わせがあったと、そういう意見もございました。全員に支給するのが筋ではないか、わかり切ったことじゃないかと、内容は定かではありませんが、町長にも電話があったと聞いております。とにかく執行部からいろいろな説明がありましたが、中身、交付税等、あるいは予算等、学生数等々、資料不足、あるいは説明不足等々があるため、非常に困窮いたしました。これを総合し勘案するに町民の理解が得られないという意見でございました。

そこで、今回の一部改正ですが、委員会に付託になっております。これをどう取り扱うのかですが、委員会で慎重に審議し、主な内容では以下のとおりです。

1、修正動議はどうか。町長は修正するつもりはないと断言されております。そこで委員長として田中総務企画課長をお呼びいたしまして、いろいろ県庁に問い合わせし、あるいは私自身も余り自信がない、勉強不足。そこで、田中総務企画課長にお話を聞きましたところ、県庁に問い合わせしました。先は市町村課で修正動議はできない。しかし、委員の中にも県庁に問い合わせした方がおられまして修正できる。委員長としては非常に勉強不足、どちらが正しいのか、ある程度の自信は心の中に持っておりますが、そういう状況で非常に議論が白熱したところであります。その次には継続審議にしたらどうか、そういう意見もありました。あるいは廃案はどうかという意見もいろいろ闘わされたわけでございますけれども、我々は町民のためにやっているんだ、どちらとも町民の意向に反する、継続審議も廃案もで

きない。しかもまた問題が大きくなる。いろいろ各委員とも頭を悩まされまして、じゃ、総務常任委員長が委員長報告の中で執行部に強く厳しく注文することで、付託されていますので、それに答えなきゃならない総務常任委員会でございますので、委員長が取りまとめ、しっかり執行部に注文をつける、それでとりあえず決着しよう。堂々めぐりでございますので、皆さん各委員の真摯な意見、すばらしい意見でございましたけれども、一応今ここで総務常任委員長の報告としてお話をしているところでございます。

最後に、この議案だけじゃなくて、その他の議案もそうですが、どうも執行部は透明性がない、資料不足が多い、説明不足等々があり、例えば、議案第61号の件につきましても選定委員の名簿が5名から6名に変わっているけれども、名簿の提出もない。しかし、田中町長、やぶさかでない、町長の命令で名簿がすぐ出されました。やはりそういうことで資料不足等は堂々と資料を出して、そして町民のためですので、真摯にやればいいんじゃないか、みんな目的は一緒なんです。執行部であれ議員であれ、みんな町民のためにやっているわけでございますので、ひとつ今後、資料不足、説明不足等ないようにしていただきたい、それを委員長がお願いするところであります。

以上、総務常任委員長報告といたします。終わります。

## ○武富 久議長

次に、産業常任委員長池田和幸君。

## ○池田和幸産業常任委員長

おはようございます。

それでは、委員長報告を行います。

今期12月議会定例会会期5日目の12月9日、私たち産業常任委員会に付託になりました諸事件について、会議規則第38条の規定により審査の結果を報告いたします。

付託事件、議案第60号 江北町ふれあい物産館設置条例の一部を改正する条例について、議案第63号 江北町ふれあい物産館の指定管理者の指定について、議案第65号 平成26年度江北町一般会計補正予算（第4号）歳出のうち、款4. 衛生費のうち目3. 環境衛生費、款6. 農林水産業費、款8. 土木費、款11. 災害復旧費、議案第66号 平成26年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第2号）、議案第69号 平成26年度江北町水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第70号 平成26年度江北町下水道事業特別会計補正予算（第3号）、以上の付託事件について、12月10日、11日の2日間にわたり、全委員

出席のもと、執行部から各関係職員の出席を求め、詳細なる説明と質疑応答を経て、慎重審査の結果、全議案とも原案どおり異議なく全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、終わります。

#### ○武富 久議長

各委員長の審査報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を求めます。7番土淵君。

#### ○土淵茂勝議員

総務常任委員会での審議に関連して私のほうから委員長に改めて質問をいたします。

先ほど、委員長のほうから報告がありましたように、議案第57号 江北町子育て支援条例の一部を改正する条例について論議が深まりました。この問題で先ほどの委員長の報告についてもう少し正確にただしたいというふうに思います。

この問題については、総務常任委員会の中で町長から提案された案件について、修正動議をやるということ、最初、全会一致で進めておりました。これが正当なのかどうかということで総務課長のほうに県に問い合わせさせていただいたということ、県のほうは、それはどうかというような報告がありました。その後、また審議を深めて議員必携に照らして、それから町の子育て条例に照らして、この条例案について修正動議を出すということについては、それができないということにはならないということを最終的には委員会で確認をいたしました。それと、執行部のほうからも、この修正動議について、それを妨げるものではないということの答弁がっております。

そういう意味で、今後の問題もありますので、確認をしたいんですけども、このような案件について議会として修正動議を出すことができるということになったというふうに思います。改めて委員長にそのことの確認をお願いしたいと思います。

#### ○武富 久議長

古賀総務常任委員長。

#### ○古賀 成総務常任委員長

7番土淵議員の答弁になるのかどうかはわかりませんが、田中総務企画課長、あるいは県の方の回答、答弁で、私は委員長として7番議員とは意見が違います。相入れないところがあります、わかりませんが。

今回、云々ですね、土淵議員はこの条例全体でとっておられる、私は当初からそれを感じ

ておりましたけれども、子育て条例は26年1月の臨時議会でやりまして、これは条例として発効されておるわけですね。だから、今後、我々議会も町の執行部もいろいろ手を加えて一部改正をして方向、町民のためにいい方向に持っていくべきです。

この子育て支援条例のところで議論をしておっては先へ進まない。臨時議会で可決していますので、要するに一部を改正するところなんですね。だから、この一部を改正するので、総務常任委員会の付託になっておりますので、そういうところから、一部を改正するところにももちろん意味を置いて私は修正動議ができない。まだ説明がもう少し言葉が足りないかわかりませんが、いずれにしても、条例全般じゃなくて、一部を改正するのが今回の我々総務常任委員会に付託されていることですので、これは修正動議ができない、委員長はそう思っておりますが、7番議員の意に沿う答弁かどうかかわかりませんが、私はそういうことで委員長としての意見を述べます。何か不足があればまた。

以上、終わります。

#### ○武富 久議長

この件につきましては、7番も総務常任委員会の中で十分論をされたと思いますし、この本会議でこういう質疑応答は——これで質疑を終結したいと思います。

それでは、本日の議事日程により、逐次、討論、採決をいたします。

#### 日程第2 議案第54号

#### ○武富 久議長

日程第2. 議案第54号 江北町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

#### ○武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第54号 江北町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関



する条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決と決しました。

### 日程第3 議案第55号

#### ○武富 久議長

日程第3. 議案第55号 江北町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

#### ○武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第55号 江北町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、原案どおり可決と決しました。

### 日程第4 議案第56号

#### ○武富 久議長

日程第4. 議案第56号 江北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

#### ○武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第56号 江北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決と決しました。

## 日程第5 議案第57号

### ○武富 久議長

日程第5. 議案第57号 江北町子育て支援条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### ○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

### ○武富 久議長

起立多数であります。よって、議案第57号 江北町子育て支援条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決と決しました。

## 日程第6 議案第58号

### ○武富 久議長

日程第6. 議案第58号 佐賀のへそ・ふれあい交流センター及び江北町保健センターの使用料に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### ○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

### ○武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第58号 佐賀のへそ・ふれあい交流センター及び江北町保健センターの使用料に関する条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決と決しました。

## 日程第7 議案第59号

### ○武富 久議長

日程第7. 議案第59号 江北町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### ○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

### ○武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第59号 江北町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決と決しました。

## 日程第8 議案第60号

### ○武富 久議長

日程第8. 議案第60号 江北町ふれあい物産館設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### ○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

### ○武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第60号 江北町ふれあい物産館設置条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決と決しました。

## 日程第9 議案第61号

**○武富 久議長**

日程第9. 議案第61号 佐賀のへそ・ふれあい交流センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○武富 久議長**

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○武富 久議長**

起立全員であります。よって、議案第61号 佐賀のへそ・ふれあい交流センターの指定管理者の指定については、原案どおり可決と決しました。

**日程第10 議案第62号**

**○武富 久議長**

日程第10. 議案第62号 江北町老人福祉センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○武富 久議長**

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○武富 久議長**

起立全員であります。よって、議案第62号 江北町老人福祉センターの指定管理者の指定については、原案どおり可決と決しました。

**日程第11 議案第63号**

**○武富 久議長**

日程第11. 議案第63号 江北町ふれあい物産館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○武富 久議長**

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○武富 久議長**

起立全員であります。よって、議案第63号 江北町ふれあい物産館の指定管理者の指定については、原案どおり可決と決しました。

#### 日程第12 議案第65号

**○武富 久議長**

日程第12. 議案第65号 平成26年度江北町一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○武富 久議長**

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○武富 久議長**

起立全員であります。よって、議案第65号 平成26年度江北町一般会計補正予算(第4号)は、原案どおり可決と決しました。

#### 日程第13 議案第66号

**○武富 久議長**

日程第13. 議案第66号 平成26年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正

予算（第2号）を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○武富 久議長**

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○武富 久議長**

起立全員であります。よって、議案第66号 平成26年度江北町無資力臨鉱ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第2号）は、原案どおり可決と決しました。

#### 日程第14 議案第67号

**○武富 久議長**

日程第14. 議案第67号 平成26年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○武富 久議長**

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○武富 久議長**

起立全員であります。よって、議案第67号 平成26年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案どおり可決と決しました。

#### 日程第15 議案第68号

**○武富 久議長**

日程第15. 議案第68号 平成26年度江北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○武富 久議長**

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○武富 久議長**

起立多数であります。よって、議案第68号 平成26年度江北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、原案どおり可決と決しました。

**日程第16 議案第69号**

**○武富 久議長**

日程第16. 議案第69号 平成26年度江北町水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○武富 久議長**

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○武富 久議長**

起立全員であります。よって、議案第69号 平成26年度江北町水道事業特別会計補正予算(第2号)は、原案どおり可決と決しました。

**日程第17 議案第70号**

**○武富 久議長**

日程第17. 議案第70号 平成26年度江北町下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○武富 久議長**

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○武富 久議長**

起立全員であります。よって、議案第70号 平成26年度江北町下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、原案どおり可決と決しました。

**日程第18 意見案第7号**

**○武富 久議長**

日程第18. 意見案第7号 農業の持続的発展等に向けた農政重要課題に関する意見書を議題といたします。

質疑を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○武富 久議長**

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○武富 久議長**

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○武富 久議長**

起立全員であります。よって、意見案第7号 農業の持続的発展等に向けた農政重要課題に関する意見書は、原案どおり可決と決しました。

なお、可決された意見書については、関係官庁に送付いたしたいと思っております。

皆さんに報告いたします。陳情等が提出されております。内容については、お手元に配付しております文書表のとおりでございます。



これもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成26年第5回江北町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

異議なし認めます。よって、平成26年第5回江北町議会定例会を閉会いたします。

午前9時37分 閉会

上記会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するために地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成26年12月12日

議 長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

局 長

書 記